

指定通所介護 介護予防型通所サービス 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 尼崎医療生活協同組合が開設するナニワ診療所（以下「事業所」という）がおこなう指定通所介護事業、介護予防型通所サービス（以下、事業という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の生活相談員・介護職員・看護職員の事業従事者（以下「事業従事者」という）が、要介護状態（要支援状態等）にある利用者に対し、適正な通所介護・介護予防型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 通所介護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴・排泄・食事の介助など日常生活上必要な世話及び機能訓練、その他必要な通所介護をおこなうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。介護予防型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態および事業対象者の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助など日常生活上必要な世話及び機能訓練、その他必要な介護予防型通所サービスをおこなうことにより、要支援者・事業対象者の心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すものとする。

2.利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。

3.事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4.事業の提供にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5.通所介護・介護予防型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターへの情報提供を行う。

6.前5項のほか、指定通所介護においては、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(平成24年12月21日)、また、介護予防型通所サービスにおいては「尼崎市通所型サービス（第一号通所事業）の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(平成29年4月1日)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称 ナニワ診療所

②所在地 尼崎市神田中通9丁目291

(事業従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における事業従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

① 管理者 1名

通所介護等の業務の一元管理

② 生活相談員 4名

利用者やその家族、ケアマネジャー、地域、他機関との相談・連携・調整

③ 看護職員 5名

バイタルチェック、医療的ケア、急変時対応

④ 機能訓練指導員 10名

機能訓練と計画表の作成、生活環境の確認や身体機能の評価

⑤ 介護職員 8名

介護業務、介護記録、レクリエーション

事業従事者は、通所介護・介護予防型通所サービスの提供に当たる。

2.効果的、効率的に事業の運営を図るために、必要に応じて理学療法士、介護福祉士等及びその他の職種について適当数を配置することがある。

事業従事者は、事業の円滑な運営を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、尼崎医療生活協同組合規定に準ずるものとし、次のとおりとする。

① 営業日は①②単位は月曜日から土曜日とする。但し、12月31日から1月2日までを除く。③単位は、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

②営業時間は平日(月曜日～金曜日)は8時40分から17時00分までとする。土曜日は8時40分から15時00分までとする。

③サービス提供時間は①単位の月曜日～金曜日は9時15分から16時30分、②単位の土曜日は9時15分から14時30分、③単位の火曜日・水曜日・木曜日・金曜日は9時15分から12時30分までとする。

(通所介護・介護予防型通所サービスの利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日①単位 25名、②単位 25名、③単位 10名とする。

(通所介護・介護予防型通所サービスの内容)

第7条 通所介護・介護予防型通所サービスの内容は、次の通りとする。

①入浴(一般浴)サービス

②給食サービス(①②単位のみ)

③健康チェック

④生活指導(相談、援助)

- ⑤機能訓練
- ⑥口腔機能向上
- ⑦栄養マネジメント
- ⑧レクリエーション
- ⑨送迎

(通所介護・介護予防型通所サービスの利用料等)

第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護告示上の額とし、そのサービス

が法定代理受領サービスであるときは、その額の内、各利用者の負担割合に応じた支払を受けるものとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

2.介護予防型通所サービスを提供した場合の利用料の額は、「尼崎市指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス、指定介護予防型通所サービス、及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」に定める額によるものとし、当該事業所が、法定代理受領サービスであるときは、その額の内、各利用者の負担割合に応じた支払を受けるものとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料については「尼崎市指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス、指定介護予防型通所サービス、及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱」によるものとする。

3.次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護の送迎を行った場合の交通費は、実費とする。

4.食事の提供に要する費用については、一食650円を徴収する。

5.おむつ代については、実費を徴収する。

6.その他、通所介護・介護予防型通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

7.前6項の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8.通所介護・介護予防型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

9.費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

10. 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護・介護予防型通所サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護・介護予防型通所サービス

スの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、尼崎市とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2.本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 事業従事者は、利用者に対して事業従事者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2. 事業従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時等における対応方法)

第12条 通所介護・介護予防型通所サービスの提供をおこなっているときに利用者に病変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

2.利用者に対する通所介護・介護予防型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3.利用者に対する通所介護・介護予防型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なうものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

防火管理者	加藤 富美枝
防災設備	スプリンクラー、補助散水装置、消火器、非常用発電、非常放送設備 自動火災報知装置、誘導灯など
災害・消防訓練	年2回

(苦情処理)

第14条 通所介護・介護予防型通所サービスの提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2.事業所は、提供した通所介護・介護予防型通所サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

3.本事業所は、提供した通所介護・介護予防型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会・尼崎市の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

担当責任者	管理者 松田 隆馬		
相談の方法	電話及びFAX、又は、面談		
電話番号	06-6411-6515	FAX番号	06-6414-1401
受付日	月曜から土曜（日曜日、12月31日～1月2日は休業）		
受付時間	(月)～(金)	9 : 00	～ 17 : 00
	(土)	9 : 00	～ 12 : 00

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ②虐待防止の為の指針の整備。
- ③虐待を防止するための事業従事者に対する研修の実施(年1回以上)。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置。

担当責任者	管理者 松田 隆馬
-------	-----------

- ⑤その他虐待防止のために必要な措置。

2.事業所は、サービス提供中に、当該事業従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを尼崎市に通報するものとする。

第 16 条（業務継続計画の策定等）

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定通所介護・介護予防型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（暴力団排除）

- 第 17 条 尼崎医療生活協同組合ならびにナニワ診療所通所介護等管理者は暴力団員等ではないと共に暴力団との関わりを持たないこととする。
- 2.通所介護・介護予防型通所サービス利用者においても暴力団員または暴力団との関わりある者を事業所にて受け入れないこととする。運営は暴力団等の支配を受けないこととする。

（その他運営に関する重要事項）

第 18 条 事業所は、事業従事者の質的向上を図るために、年間研修計画に基づき研修の機会を設けるとともに、また、業務の体制を整備する。

- （1） 採用時研修と採用後 2 か月以内に実施
- （2） 継続研修は年 12 回実施

- 2.事業従事者は、事業上知り得た情報は利用者またその家族の秘密を保持する。
- 3.事業従事者であった者に、事業上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するために、事業従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業従事者との雇用契約の内容とする。
- 4.事業所は、当該サービス提供後、当該サービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとする。
- 5.事故発生・再発防止について
事業所は、「事故発生時の報告フローチャート」に基づき、事業所の対応確認・県国保連等における対応が必要と判断された場合の調整を行い尼崎市の介護保険担

当への報告を行うこととする。

再発防止については、事故の振り返り・対応策を速やかに実施し、適宜対応策が妥当であるかの検証をおこなうこととする。併せて事故の発生または再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

6.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、法人及び事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日をもって施行する。

平成 17 年 5 月 21 日をもって変更する。

平成 18 年 4 月 1 日をもって変更する。

平成 19 年 7 月 18 日をもって変更する。

平成 19 年 12 月 1 日をもって変更する。

平成 20 年 12 月 1 日をもって変更する。

平成 22 年 12 月 1 日をもって変更する。

平成 23 年 5 月 1 日をもって変更する。

平成 24 年 4 月 1 日をもって変更する。

平成 25 年 1 月 1 日をもって変更する。

平成 25 年 7 月 21 日をもって変更する。

平成 27 年 1 月 5 日をもって変更する。

平成 27 年 9 月 1 日をもって変更する。

平成 29 年 4 月 1 日をもって変更する。

平成 29 年 10 月 1 日をもって変更する。

平成 30 年 4 月 1 日をもって変更する。

平成 31 年 1 月 4 日をもって変更する。

平成 31 年 4 月 24 日をもって変更する。

令和 1 年 10 月 1 日をもって変更する。

令和 2 年 6 月 1 日をもって変更する。

令和 3 年 3 月 1 日をもって変更する。

令和 3 年 9 月 1 日をもって変更する。

令和 6 年 3 月 1 日をもって変更する。

令和 6 年 6 月 1 日をもって変更する。

令和 6 年 10 月 1 日をもって変更する。